

2024年2月19日

大阪狭山市議会議長 北 好雄様

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件 の確保と地域経済の振興を求める陳情

全大阪労働組合総連合河南地区協議会

議長

住 所 松原市三宅中4-152-20

電 話 [REDACTED]

■ 陳情の趣旨

これまで、自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注や低価格入札によって、そこで働く労働者の賃金が低下してきました。低価格発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、官製ワーキング・プアを生むだけでなく、公務・公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招いています。さらに、正規職員の非正規職員への置き換えが広がり、公務・公共サービスの質的劣化が進み、コロナ禍でその深刻さが顕在化し、公共の役割が問われています。

アウトソーシングや指定管理者などの公共職場・現場はコロナ禍対応でその重要な役割が見直されたにもかかわらず、そこで働く労働者賃金は地域最低賃金に張り付いています。私たちが取り組んできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な最低生計費は大きな地域差は見られず、若者が自立した生活をするうえで必要な生計費は月に25万（税込）円程度、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。長期にわたる実質賃金の低下、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体が労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、こうした規模での賃金引上げと単価保障を実施し、公務・公共サービスで働く労働者の生活と地元企業の経営を守り、地域経済を活性化する役割を發揮することが求められています。

また、建設産業への若年入職者が減少し、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としています。労働者不足で地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障が生じかねません。国土交通省は、公共工事設計労務単価を全職種平均で2012年度比65.5%引き上げました。公的機関からの公共工事発注単価は改善されました。引き上げられた発注単価が現場の労働者に届かず、現場労働者の待遇は改善されていません。公共工事発注単価・賃金が現場の労働者に確実に支払われるためにも労働報酬下限額を定めた公契約条例が必要です。

公的サービスを改善するために、「公契約条例」の制定が各地で急速に広がり、労働報酬下限額を定めた公契約条例は28自治体、理念条例は55自治体まで広がっています（2023年6月現在）。公契約条例の目的には、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言するという意味もあります。

大阪狭山市でも、早急に、公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要です。さらに人手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できない事態は避けなければなりません。よって、大阪狭山市が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげて行政側に実施を求めていただくよう、陳情するものです。



■ 陳情事項

一、大阪狭山市が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、市が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事するすべての労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行なってください。

以上

公契約条例の制定を求める決議案

多くの自治体において、「財政健全化・行財政改革」の検討がすすめられています。そのなかで、それまで自治体が担ってきた業務を民間に開放し、経費の削減を図る取り組みが推進されてきました。これにより、業者間の競争が激化し、公務・公共サービスに従事する労働者、下請従事者の賃金低下・労働条件の引き下げ、公務・公共サービスの「質」の劣化などが社会問題し、コロナ禍で顕在化しています。

公共職場・現場で働く多くの労働者はコロナ禍対応の最前線にいるにもかかわらず、賃金は地域最低賃金近傍となっています。長期にわたる実質賃金の低下、異常な物価上昇を考慮するなら、今、自治体が労働報酬下限額を定めた公契約条例を制定し、賃金引上げと単価保障を実施し、公務・公共サービスに従事する労働者の生活と地元企業の経営を守ることを通じて、地域経済を活性化する役割を發揮することが求められています。

すでに、多くの自治体で、公契約のあり方、適正化をめざす取り組みが検討され、具体的な有効策として公契約条例を制定する自治体が全国で急速に広がっています。公契約条例は、自治体として、ダンピング受注を排除し、適正価格で発注することを広く宣言し、労働者の適正な賃金の確保と公務・公共サービスの質の確保を業者に依頼し、地域経済を活性化する、自治体の強い決意を示す条例です。

こうした状況を踏まえ、大阪狭山市議会として、本自治体の公契約をめぐる現状とそこで働く労働者の就労実態および公契約条例をめぐる課題や問題点についての調査を実施し、市民に質の高い公務・公共サービスを提供するために、労働環境を保護し、市内企業の育成により、地域経済の活性化をめざすべきと考え、本市に即した公契約条例の制定が必要であると考えます。

よって、大阪狭山市議会として、執行者に対し、市内の公契約をめぐる実情を詳細に把握するための調査や先進事例の調査・検証を実施し、さらに、具体化するための審議会設置等の取り組みをすすめ、公契約条例の制定をめざすことを求めるものです。

以上、決議します。

令和 年 月 日

大阪狭山市議会